

請 願 第 7 号	平成26年6月4日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	集団的自衛権の行使に反対する意見書の提出に関する件
紹 介 議 員	原 弘 志 議員 堀 口 明 子 議員 皆 川 知 子 議員
請 願 要 旨	
<p>5月15日、安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的な基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が首相に対して、とりわけ憲法9条の解釈について「現憲法下でも集団的自衛権の行使は可能」という答申を提出しました。この答申を受けた安倍政権は、記者会見で「検討に入る」と「集団的自衛権の行使」に積極的な姿勢を示しました。具体的には憲法改定をせず、閣議決定を経た後、集団的自衛権行使のための法整備をするというものです。安倍首相のこうした方向には、以下の3つの点で問題があると私たちは考えます。</p> <p>まず第1に、「集団的自衛権の行使」は、戦争をする国になるということで、明らかに憲法違反です。「南ベトナムを守るため」にアメリカがベトナム戦争を始めた理由も、イラク戦争にイギリスが参戦した理由も、かつてのソビエトがチェコに侵攻した理由も、「集団的自衛権」でした。そのため、憲法制定以降これまで全ての政権は「集団的自衛権は現憲法下では認められない」という判断をしてきました。</p> <p>第2に、首相のたかが私的諮問機関である安保法制懇の報告と内閣の閣議決定という安直な方法で、憲法の柱にかかわるこれほど重大な事項を「解釈を変えました」ということはできないと考えます。日本は、人権を保障し三権を分立した憲法を定め、これに従って統治されている立憲主義国です。このもととなる憲法の趣旨に反した内容を、「解釈」で変えることは立憲主義に反します。安倍政権の憲法をめぐるこの暴走に対して、憲法擁護派だけでなく、憲法を変えて軍隊を持つべきだという改憲論者からも反対の声が上っているほか、与党内部、マスメディア、民主団体などからも批判が出ています。</p> <p>第3に、戦争をする国になるということは、戦争ができるための法整備や体制の準備が必要になります。すなわち、軍法会議や軍事裁判などにかかわる法律が必要です。また、元防衛庁幹部や元自衛隊員の話によると、戦闘要員を確保するために徴兵制が必要だということです。</p>	

こうした重大な事項であるにもかかわらず、安倍首相は「邦人を救助している米輸送船を護衛するため」「商業船を守るための機雷の除去」「敵国への武器輸送の検閲」など、稚拙な事例を挙げてあたかも憲法違反ではないかのような説明をしています。

つきましては、平和都市宣言を採択している八千代市の市議会として、日本国政府に対して以下の意見書を提出していただきたくことを要請します。

記

1. 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が報告した集団的自衛権に係る事項は、交戦権を放棄した憲法に違反すると同時に、これを解釈によって改憲することは近代民主主義の根幹となる立憲主義に反するものである。よって、集団的自衛権を行使しないこと。あわせて、そのための準備を行わないこと。